

台風・豪雨シーズン到来！

「保険を使って無料で住宅修理する」という勧誘文句にご注意！

訪問、インターネット広告、SNS等で「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使える」と勧誘する業者とのトラブルが、自然災害後に急増します。

そのような勧誘文句をうのみにして契約をすると、修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。

【トラブルに遭わないためのポイント】

すぐに契約しないようにしましょう。そして、

①本当に保険金が支払われるケースかどうか、まずご自身が加入している保険契約の内容や損害の内容について確認し、契約をしている保険会社に相談するようにしましょう。

②住宅修理工事については複数の業者から見積もりを取り、比較することが大切です。修理が必要でない場合は、きっぱりと勧誘を断るようにしましょう。

お困りの時は、清須市消費生活センター、または消費者ホットライン電話番号「188」までご相談ください。

